



令和6年2月2日

障害福祉課

障害者相談支援事業等に係る消費税の取扱い

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業等を行うこととされており、本市では市内事業者への委託により実施しています。

当該事業は、これまで社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当するものとし、消費税を非課税として取り扱ってきましたが、令和5年10月4日付けの国からの事務連絡により、当該事業は社会福祉法に基づく社会福祉事業に該当せず、消費税の課税対象であるとの周知がなされました。

このため、障害者相談支援事業の委託先9法人に対し、当該事業の消費税申告に伴い生じる消費税及び延滞税分等を下記のとおり支払います。

記

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1 対象法人 | 9法人（平成30年度に廃止した1法人を含む） |
| 2 所要額（見込） | 合計金額 75,753,300円 |
| | （1）平成30年度～令和4年度分 |
| | 61,803,300円 |
| | （2）令和5年度分 |
| | 13,950,000円 |

3 今後の対応

令和6年3月市議会定例会に上記所要額を計上した補正予算案を提出し、議会の承認後、事業者を支払います。また、再発防止策として、各事業に係る関係法令等の確認を徹底して参ります。